

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 11 号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項医療衛生推進室の款医療衛生企画課の項第5号中「事務」の右に「(医療衛生センターの所管に属するものに限る。)の統轄」を加え、同号ただし書を削り、同款医療衛生センターの項第2号中「及び食品行商衛生」を削り、同項第3号中「認証」を削り、同項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項の規定により処理することとされている事務に関すること。ただし、健康長寿のまち・京都推進室の所管に属するものを除く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和3年京都府条例第8号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧ふぐ処理業については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

(行財政局人事部人事課)